

米国株式信用取引に関するルール・新旧対照表

(下線部分改定)

新	旧	備考
<p>I～II.3.(1).④ 略</p> <p>II.3.(1).⑤.(i) 追加保証金の発生及び差入期日                      (注) 追証の判定および額については、発生日当日の__値洗い                      処理後 (18時15分頃～18時30分頃) に当社ウェブサイ                      トに表示しますので、必ず、お客様ご自身で当社ウェブサ                      イトにてご確認いただき、期日までに解消に必要な金額を                      差し入れてください。(原則として、当社より電話連絡はいた                      しません)                      また、円貨をもとに保証金への差し入れを行う場合には、                      追証発生日の翌国内営業日14時30分までに外国株取引口                      座内で円貨から米ドルに振り替える必要があります。</p> <p>II.3.(1).⑤.(ii) 追加保証金の解消方法                      1) 略                      2) 建玉の一部決済による解消                      追証が発生した場合においては、追証金額を差し入れるほ                      か、差入期日までに建玉の一部を反対売買で決済すること                      により、当該建玉代金の一部に相当する金額を追証金額か                      ら控除することができます。                      建玉の一部決済による解消は、「未解消追証金額÷0.4」以                      上であることが必要です。                      追証発生日の翌営業日の最終保証金維持率(※)が30%を                      割った場合、その後の最終保証金維持率が40%を回復して                      も自然解消とはならず、追証解消とはなりません。</p>	<p>I～II.7.(3) 略</p> <p>II.3.(1).⑤.(i) 追加保証金の発生及び差入期日                      (注) 追証の判定および額については、発生日当日の<u>夕方</u>の<u>値</u>                      洗い処理後 (おおよそ17時30分頃) に当社ウェブサイ                      トに表示しますので、必ず、お客様ご自身で当社ウェブサ                      イトにてご確認いただき、期日までに解消に必要な金額                      を差し入れてください。(原則として、当社より電話連絡                      はいたしません)                      また、円貨をもとに保証金への差し入れを行う場合には、                      追証発生日の翌国内営業日14時30分までに外国株取引口                      座内で円貨から米ドルに振り替える必要があります。</p> <p>II.3.(1).⑤.(ii) 追加保証金の解消方法                      1) 略                      2) 建玉の一部決済による解消                      追証が発生した場合においては、追証金額を差し入れる                      ほか、差入期日までに建玉の一部を反対売買で決済する                      ことにより、当該建玉代金の一部に相当する金額を追証                      金額から控除することができます。                      建玉の一部決済による解消は、「未解消追証金額÷0.4」以                      上であることが必要です。                      追証発生日の翌営業日の最終保証金維持率(※)が30%                      を割った場合、その後の最終保証金維持率が40%を回復                      しても自然解消とはならず、追証解消とはなりません。</p>	<p>略</p> <p>削除 変更</p>

新	旧	備考
<p>※最終保証金維持率とは、<u>値洗い処理後</u>にウェブサイトに表示される確定値を指します。</p> <p>II. 3. (2). ①保証金代用証券の範囲 当社で取扱う保証金代用証券は、米国株式・ETF 等のうち当社が定める銘柄となります。 NISA（少額投資非課税制度）口座及び投資一任口座で保有している上場株式等は、保証金代用証券の対象外です。 また、保証金代用証券の現金換算率（掛目）は、<u>現地前営業日</u>（又は直近の）立会時間の終値による時価評価額に70%以下の掛目を乗じたものとなります。市場動向等により、当社の判断で掛目を変更する場合があります。</p> <p>中略</p> <p>II. 4. (1). ⑤注文 米国株式信用取引のご注文の期限は現地営業日基準で当日中のみです。 予約注文、訂正・取消含め、ご注文が可能な時間帯（日本時間）は以下の通りです。 &lt;新規建および返済注文&gt; ・月曜日～金曜日 <u>値洗い処理後</u>～翌9時00分（夏時間） <u>値洗い処理後</u>～翌10時00分（冬時間） ・土曜日 <u>値洗い処理後</u>～翌3時30分（夏および冬時間） ・日曜日</p>	<p>※最終保証金維持率とは、<u>17時30分頃</u>にウェブサイトに表示される確定値を指します。</p> <p>II. 3. (2). ①保証金代用証券の範囲 当社で取扱う保証金代用証券は、米国株式・ETF 等のうち当社が定める銘柄となります。 NISA（少額投資非課税制度）口座及び投資一任口座で保有している上場株式等は、保証金代用証券の対象外です。 また、保証金代用証券の現金換算率（掛目）は、<u>___前営業日</u>（又は直近の）立会時間の終値による時価評価額に70%以下の掛目を乗じたものとなります。市場動向等により、当社の判断で掛目を変更する場合があります。</p> <p>中略</p> <p>II. 4. (1). ⑤注文 米国株式信用取引のご注文の期限は現地営業日基準で当日中のみです。 予約注文、訂正・取消含め、ご注文が可能な時間帯（日本時間）は以下の通りです。 &lt;新規建および返済注文&gt; ・月曜日～金曜日 <u>18時15分</u>～翌9時00分（夏時間） <u>18時15分</u>～翌10時00分（冬時間） ・土曜日 <u>18時15分</u>～翌3時30分（夏および冬時間） ・日曜日</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

新	旧	備考
<p>7時30分～翌9時00分（夏時間） 7時30分～翌10時00分（冬時間）</p> <p>中略</p> <p>II.7. (4) 米国株式信用取引口座利用の停止・閉鎖  <u>お客様が、米国株式信用取引口座の開設以降又は最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま1年間以上経過した場合、当社はおお客様の米国株式信用取引の利用を停止、または米国株式信用取引口座を閉鎖いたします。</u>  米国株式信用取引口座閉鎖後、米国株式信用取引を再開される場合は、改めて米国株式信用取引口座の開設手続きを行ってください。</p> <p>II.7. (5)から付則 略</p> <p style="text-align: right;">2024年2月1日</p>	<p>7時30分～翌9時00分（夏時間） 7時30分～翌10時00分（冬時間）</p> <p>中略</p> <p>II.7. (4) 米国株式信用取引口座の再審査  <u>当社では、米国株式信用取引口座の開設以降又は最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま1年間以上（以下、「一定期間」といいます。）経過した際に米国株式信用取引口座の継続を希望される場合は、米国株式信用取引口座継続のための再審査をさせていただく場合があります。</u>  <u>年齢が満80歳以上のお客様や法人のお客様が米国株式信用取引を利用されないまま「一定期間」を経過した場合は、米国株式信用取引口座を閉鎖いたします。</u>  <u>また、「一定期間」を経過したお客様について、当社の判断により、米国株式信用取引口座を閉鎖させていただく場合があります。</u>  なお、米国株式信用取引口座閉鎖後、米国株式信用取引を再開される場合は、改めて米国株式信用取引口座の開設手続きを行ってください。</p> <p>II.7. (5)から付則 略</p> <p style="text-align: right;">2022年6月26日</p>	<p>変更</p>